六十九 (aの2) る表示が出願人のうちの一人であつて4.の ある場合において、4.0(i)及び!!!に規定す 60. 1 53.の規定の適用上、二人以上の出願人が (a) の次に

(a\mathcal{O}3) ある場合において、国際予備審査の請求が ができる者についてされているときは、 分なものとする。 53の規定の適用上、二人以上の出願人が +

規定により国際予備審査の請求を行うこと

七十 60. b)を次のように改める。 ときは、十分なものとする。 出願人のうちの一人により署名されている

提出された国際予備審査の請求書が当該国 を受領した日に受理されたものとみなす。 の請求書は、国際予備審査機関が窓の補充 みなす。その他の場合には、国際予備審査 際出願を特定することができることを条件 応ずる場合には、国際予備審査の請求書は、 として、 出願人が個に定める期間内に個の求めに 実際の請求日に受理されたものと

七十一 60.ccを次のように改める。

(c) 査機関は、その旨を宣言する。 行われなかつたものとみなし、国際予備審 応じない場合には、国際予備審査の請求は、 出願人が似に定める期間内に似の求めに

七十二 60.1 (d) を削る。

七十三 60. (e)を次のように改める。

aからcまでに定めるところによつて処理を喚起するものとし、国際予備審査機関は、 その欠陥について国際予備審査機関の注意 国際事務局は、欠陥を発見した場合には、 八十一

七十五 (b) 通知する。国際予備審査の請求が4、5.d、5.d、 際予備審査の請求書の受理の日を速やかに国際予備審査機関は、出願人に対し、国 61.b を次のように改める。

るූ

七十四

60. を削る。

58の(b)若しくは(1)の規定により行われなか2.1 その旨を通知する。 審査機関は、出願人及び国際事務局に対し つたものとみなされた場合には、国際予備

七十六 (c)を削る。

七十七 (ъ) 示する 書の国際予備審査機関による受理の日を表 う場合に限る。)、及び国際予備審査の請求 の基礎となる出願の日 (優先権の主張を伴 日、出願人の氏名又は名称、優先権の主張 61.b)を次のように改める。 (a)の通知には、国際出願番号、国際出願

七十八 61.2 のように改める。

(d) 庁に第二十条に規定する送達を速やかに行 求を行つた場合には、国際事務局は、出願 十条②の規定に基づき選択官庁に明示の請 人又は選択官庁の請求により、当該選択官 出願人が、国際出願の国際公開前に第四

七十九 61. 4 61.を次のように改める。

公報への掲載

速やかに、実施細則の定めるところにより、 の後であつてその国際出願が国際公開された後 際予備審査の請求書及び選択国に関する情報を 公報に掲載する。 国際事務局は、国際予備審査の請求書の提出

第六十二規則の表題を次のように改める。

第六十二規則 国際予備審査機関のた 九条の規定に基づく補 面による見解及び第十 めの国際調査機関の書 書の写し

八十三

八十五

国際予備審査機関により考慮される。

66.の表題を次のように改める。

62.を次のように改める。

62. 1

次のものを国際予備審査機関に速やかに送付す 又はその写しを受領した時は、国際事務局は、 国際予備審査機関から国際予備審査の請求書 審査の請求書が提出される前にする補正の写 国際調査機関の書面による見解と国際予備

八十二 して次のように加える。 (i) 第六十二規則の次に第六十二規則の二との限りでない。 除く。 しを受領した旨を表示した場合には、こし、当該国際予備審査機関が既にその写及び同条に規定する説明書の写し。ただ 国際予備審査機関として行動する場合をして行動した国内官庁又は政府間機関が る見解の写し。 ただし、国際調査機関と しを受領した旨を表示した場合には、 のの規定に基づき作成された書面によ1 第十九条の規定に基づく補正書の写し 第六十二規則の二 際予備審査機関の国による見解の国国際調査機関の書 ための翻訳

62**0**2. 1

(b) 際調査機関に送付すると同時に出願人に送から二箇月以内に、当該翻訳文の写しを国国際事務局は、翻訳の請求を受理した日 付する。

付する

八十四 (iv) い。 機関として選定されていなければならな 66.1 の次に1として次のように加える。 66.2 国内官庁又は政府間機関は、国際調査

66. 1**0**2 国際調査機関の書面による見解

(a) (b) の規定に従うことを条件として、 翻訳及び意見

43ののの規定に基づき作成された書面による2.1

の適用上、国際予備審査機関の書面による

が作成した書面による見解が、

いて英語に翻訳される。 機関の請求により、国際事務局の責任にお認める言語でない場合には、国際予備審査見解が、英語又は当該国際予備審査機関が

しを国際予備審査機関及び国際事務局に送による意見を作成することができ、その写 出願人は、翻訳文の正確性について書面

63. ※の次に、いとして次のように加える。

規定に基づき国際調査機関が作成した書面 43**の**2. 1

> 予備審査機関の書面による見解とみなされ による見解は、 66. aの規定の適用上、

(b) 関が20の規定に基づき作成した書面による 国際予備審査機関は、 特定の国際調査機

やかに公報に掲載する。 国際予備審査機関として行動する場合には 査機関における手続については適用されな 見解について、aの規定がその国際予備審 る。ただし、この通告は、国際調査機関と 適用しない。国際事務局は、その通告を速 して行動する国内官庁又は政府間機関が、 いことを国際事務局に通告することができ

告により、 国際予備審査機関は、 3のの規定に基づき国際調査機関2. (b)の規定による通 66. 2 (a) の 規定

(c)

(d) 関の書面による見解とみなされない場合で 見解とみなされない場合には、 の旨を書面で通知する。 あつても、 た書面による見解は、心の規定による通告 に基づき、 43の規定に基づき国際調査機関が作成し2.0の規定に基づき国際調査機関が作成し 66.(a)の規定による手続において 66.aの適用上、国際予備審査機 出願人にそ

66. 2 国際予備審査機関の書面による見解 66. (d)を次のように改める。

日の後三箇月を超えてはならない。 る場合には、通知の日の後二箇月以上とし、 月未満であつてはならない。指定する期間 eの規定に従うことを条件として、 する期間は、通常、通知の日の後二箇月と は、通知と同時に国際調査報告が送付され し、いかなる場合にも、通知の日の後一箇 事情に応じて相当の期間を指定する。 指定 aの通知には、答弁のための期間として、 通知の